

無料体験受講用

170207TOKYO

上級ファンダメンタル講座

きそ☆レシ 民法 VOL.1

リーダーズ総合研究所
専任講師

竹内 千佳 先生

辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA

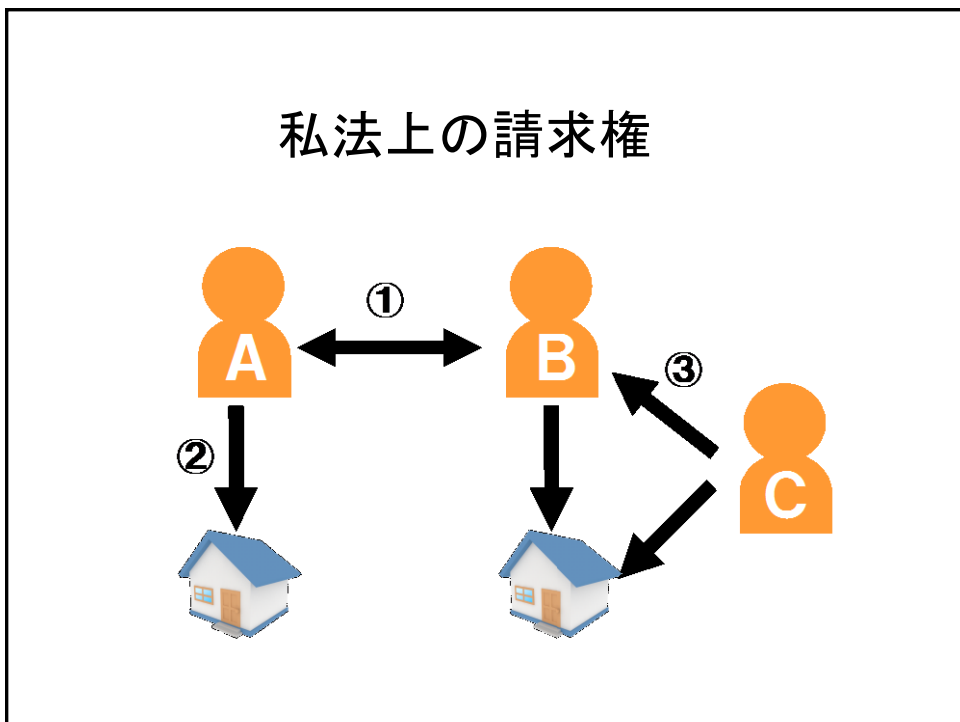
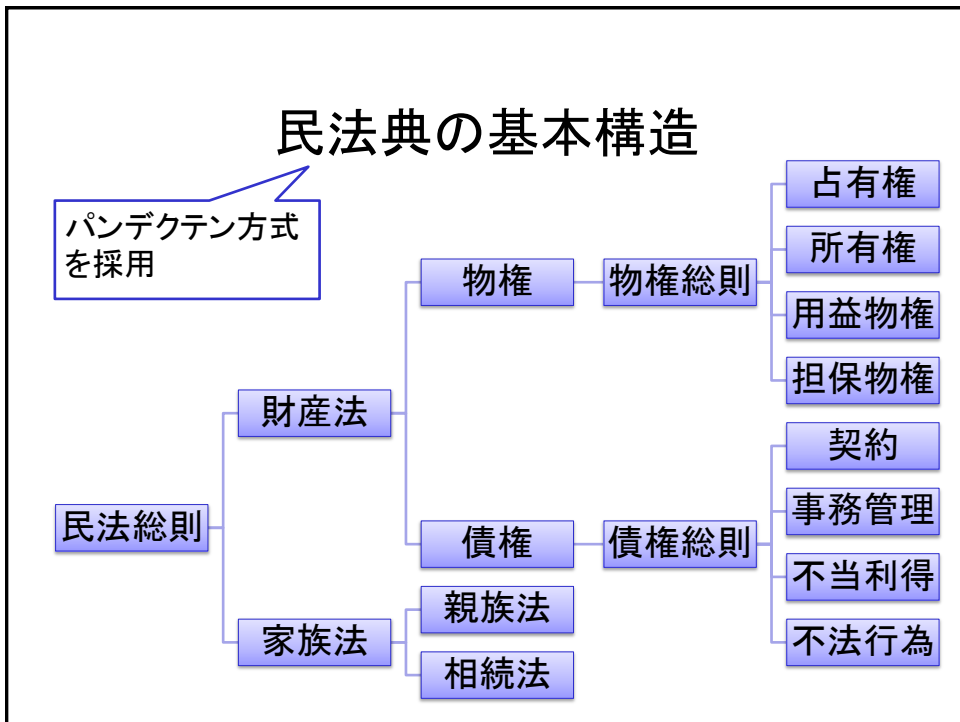
基礎力養成レシピ
きそ☆レシ
～民法～

リーダーズ総合研究所専任講師
竹内 千佳

－目次－

[民法入門]

民法の基本構造
請求権とは
物権と債権の違い



物権法と債権法の違い①

物権＝物に対する権利

債権＝人に対する権利

物権法と債権法の違い②

- ①絶対性・相対性
- ②物権の優位性
- ③排他性・非排他性
- ④譲渡性
- ⑤強行法規性・任意法規性

物権法と債権法の違い③

①絶対性・相対性

物権＝誰に対しても主張可

➤絶対性

債権＝債務者に対してのみ主張可

➤相対性

物権法と債権法の違い④

②物権の優位性

同一物の上に物権と債権が存在する場合

➤物権が優先

売買は賃貸借を破る
※但し、不動産賃貸借権の物権化

物権法と債権法の違い⑤

③排他性・非排他性

物権＝一物一権主義

➤排他性

債権＝同一内容の権利併存可能

➤非排他性

物権法と債権法の違い⑥

④譲渡性

物権＝譲渡自由

債権＝原則として譲渡自由(466条1項本文)

例外:466条1項但書

譲渡禁止特約

物権法と債権法の違い⑦

⑤強行法規性・任意法規性

物権＝強行法規性

➤ 物権法定主義(175条)

債権＝任意法規性

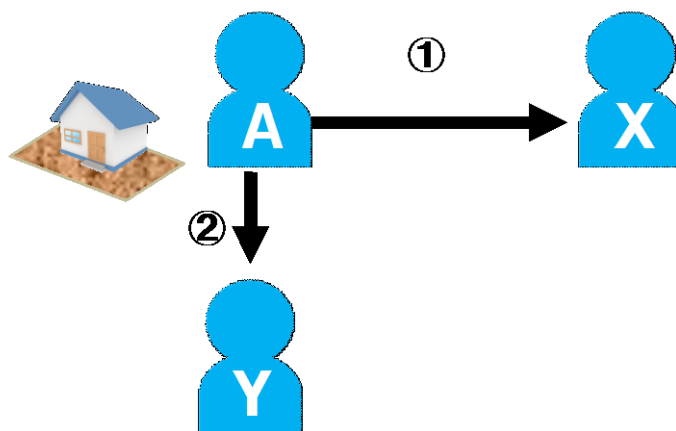
➤ 契約自由の原則

※ 但し、一般条項(1条、90条)

物権と債権の交錯事例

Aは自己所有の土地をXに譲渡した後、さらに同土地をYに譲渡した。

二重譲渡事例



二重譲渡の問題点

- ☑ 物権はひとつだけ成立する
→物権の排他性

- ☑ 債権は複数成立する
→債権の非排他性

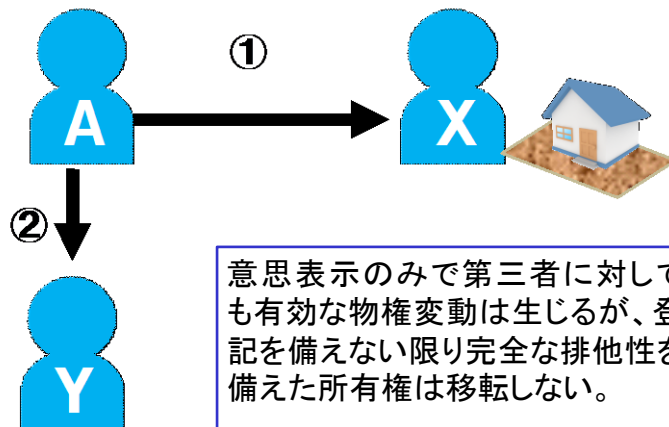
- ★契約は二人とできる(債権)が、所有権は一人にしか移転しない(物権)

問題の帰結

☑Xは、売買契約(①)によって所有権を取得できるが、登記をしなければ第三者Yには対抗できない。

☑Yは、登記を備えれば、先に契約したXに対しても、所有権を主張できる。

不完全物権変動説



所有権

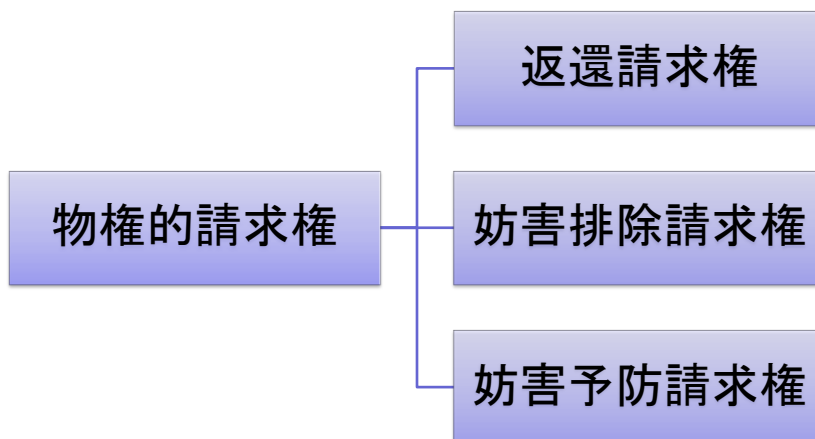
意義：目的物を使用・収益・処分できる全面的な支配権

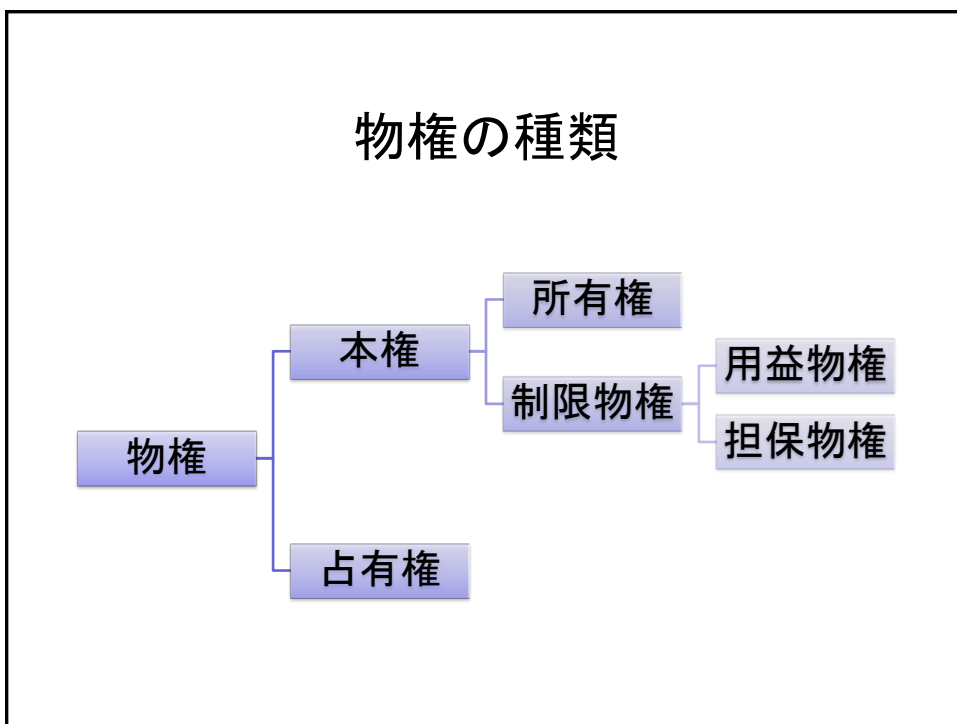
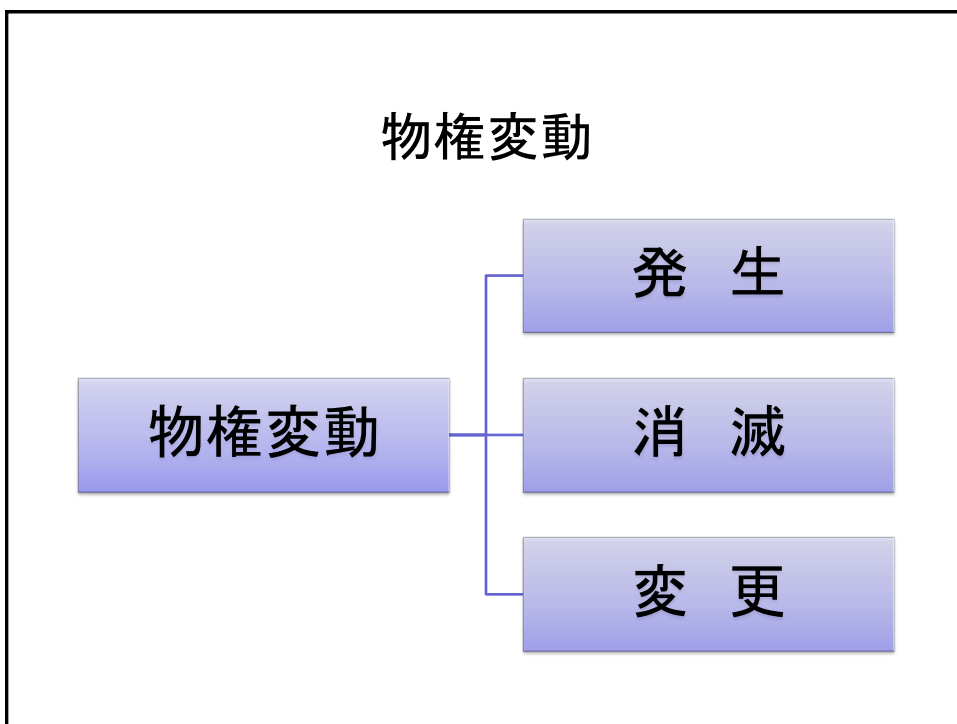
- これが侵害された場合には、物権的請求権として、返還請求、妨害排除請求、妨害予防請求ができる。

条文上の根拠はないが、当然に認められている。

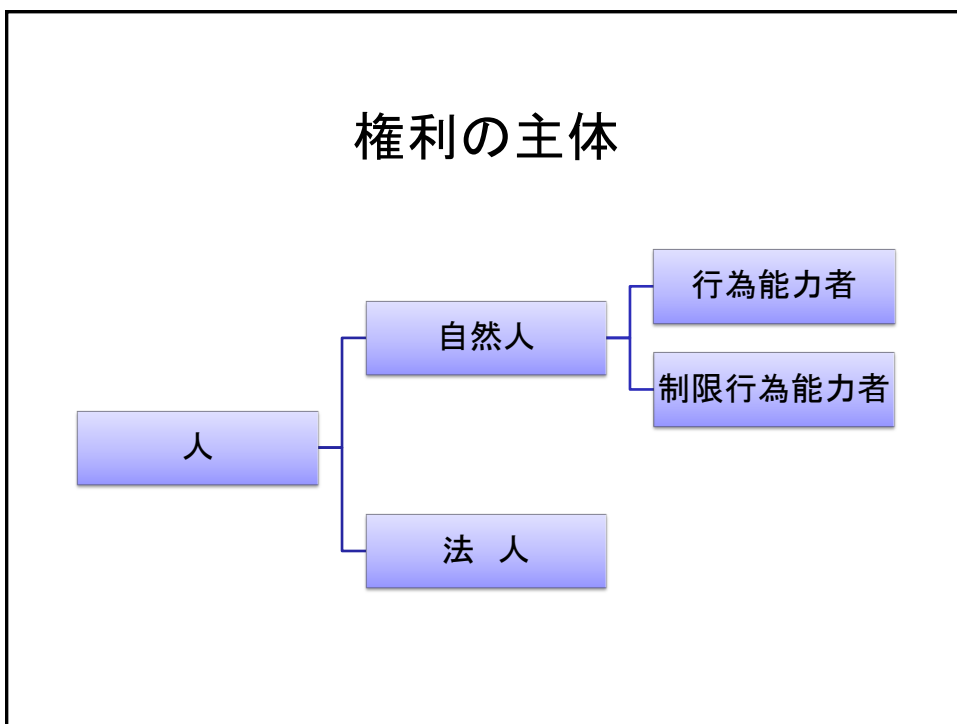
→事実上の支配権にすぎない占有権であっても占有訴権が認められていることとの均衡から、当然に認められる。

物権的請求権





—目次—
[総則]
権利の主体
権利能力
意思能力
行為能力
制限行為能力者制度
法律行為
意思表示
代理
時効



胎児の法的地位

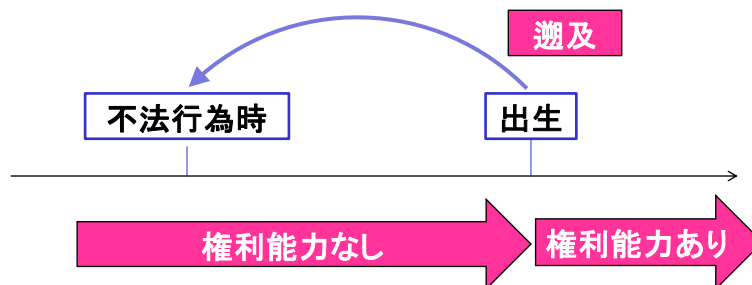
【停止条件説】

胎児の間には権利能力を認めない。

生きて生まれた場合に、胎児であった時に遡って権利能力があったものとする。

- 出生まで権利能力の発生が停止されると考える。

停止条件説からの帰結



権利能力の終期①

自然人の場合：死亡

Q、こんなときどうするの？

- ・行方不明で帰ってこない
- ・同じ事故で亡くなった

権利能力の終期②

- ・みなし規定
 - 失踪宣告
- ・推定規定
 - 同時死亡の推定

推定するとみなす

推定する

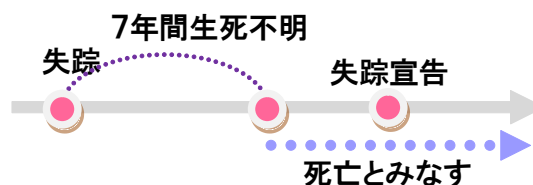
- 事実の存否が明らかでない場合等に、ある事柄について法律が一応の判断を下す場合をいう。この場合、反対の事実が証明されることにより覆る。

みなす

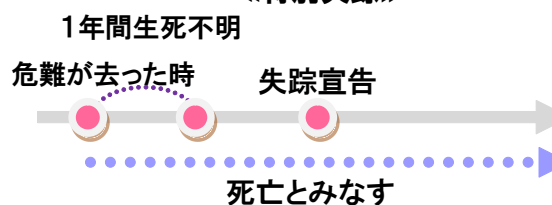
- 本来異なるものであったとしても、その事柄の取り扱いを法律が一律に決めることをいう。この決定は、反対の事実が証明されたとしてもそれだけでは覆らない。

失踪宣告

《普通失踪》



《特別失踪》



善意と悪意

善意: ある事実を知らないこと

悪意: ある事実を知っていること

失踪宣告の取消し

失踪宣告の取消しにより、失踪宣告は遡及的になかったことになる。

↓

死亡したと信じて取引に入ってきた善意者を保護する必要がある。

↓

そこで、返還義務を現存利益とし(32条2項)、失踪宣告後取消前に善意でした行為の効力は妨げられない(32条1項後段)としている。

➤ 双方善意(判例・通説)

Case1 失踪宣告の取消しと転得者

Aに対する失踪宣告によりAを相続したBが、相続によって取得した甲不動産をCに譲渡した。その後Aの失踪宣告が取り消された場合、BC間の売買契約はどうか？

Case1 回答

失踪宣告の取消しによって、Bは所有権を取得しなかったことになるため、BC間の売買は他人物売買となる。この場合一般的には、AはCに甲の返還請求ができるはずである。

↓

しかし、これを貫くとAが生存していたことにつき善意で取引に入ったCの利益が害されてしまう。

↓

そこで、Aが活着していることについて、B及びCが共に善意である場合には、当該売買契約は有効と解すべきである。

Case2

失踪宣告の取消し(身分上の行為)

失踪宣告を受けたAの妻Bが、Cと再婚した。その後、Aの失踪宣告が取り消された場合、A、B、Cの婚姻関係はどうなるか？

Case2 回答

【双方善意の場合】

AB間の前婚は復活せず、BC間の後婚は有効

【両当事者又は一方が悪意の場合】

AB間の婚姻が復活、Bに重婚関係が生じる。

↓

重婚関係は732条違反であるため、
BC間の後婚につき取消原因(744条)となり、
AB間の前婚につき離婚原因(770条1項5号)となる。

意思能力

法律関係は自己の意思によって形成されるのが原則（私的自治の原則）



そこでは、自己の行為がどのようなもので、かつ、どのような法律効果を生じさせるかについて理解できる能力が必要である。



よって、権利能力のある自然人であっても、意思能力を欠く場合には、その法律行為は無効となる。

制限行為能力者制度

意思無能力者の行為が無効となるかは、各行為につき個別具体的に判断される。

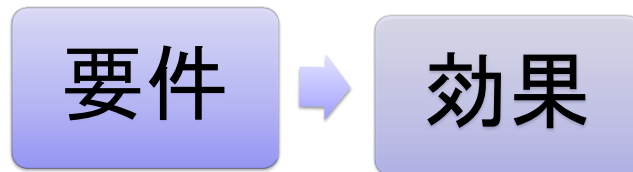


しかし、行為者にとっては、立証が困難であり、相手方にとっては、不測の損害を被るおそれがある。



そこで、制限行為能力者制度を設けて、一律に取り消すことができるとした。

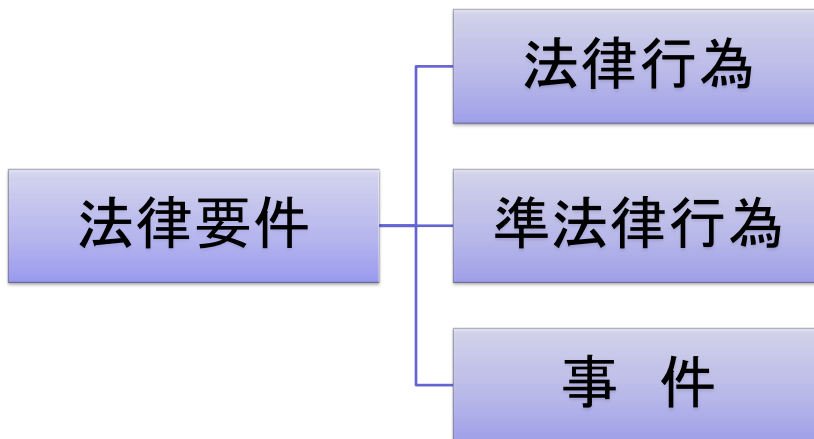
私権の変動の仕組み



法律要件: 私権の変動(発生・変更・消滅)を
生じさせる原因

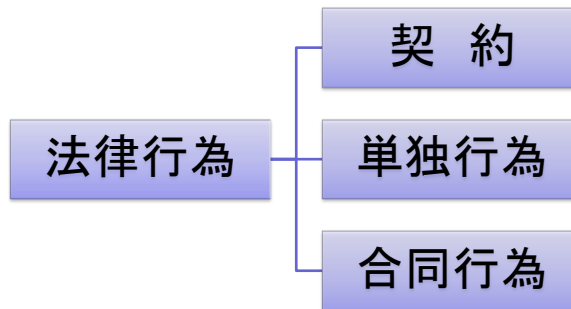
法律効果: 私権の変動

法律要件



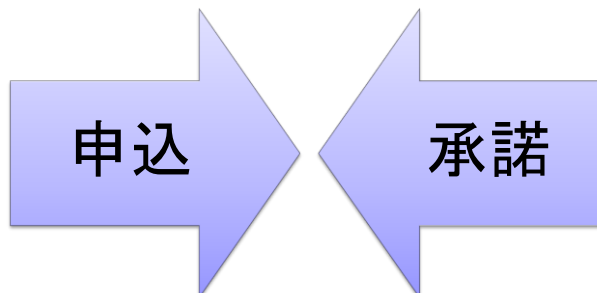
法律行為

法律行為とは、意思表示を基本的な要素とする法律要件のことをいう。



契約

契約とは、対立する複数の意思表示の合致により成立する法律行為をいう。



単独行為

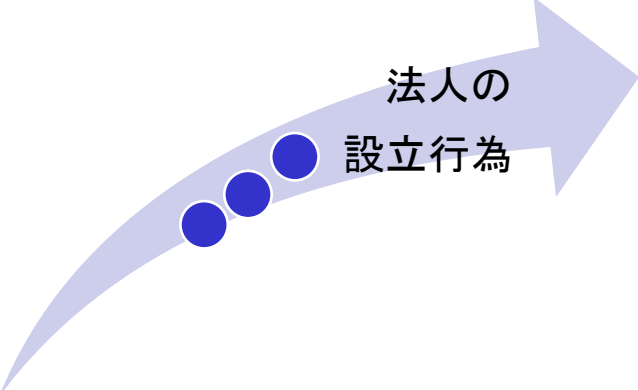
単独行為とは、ひとつの意思表示だけで成立する法律行為のことをいう。



解除 取消し 遺言

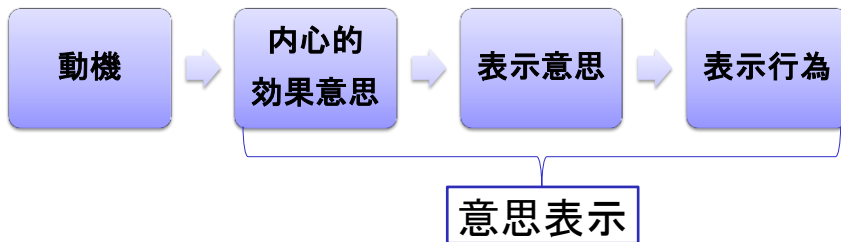
合同行為

合同行為とは、複数の意思表示が同一目的のためになされることによって成立する法律行為のことをいう。

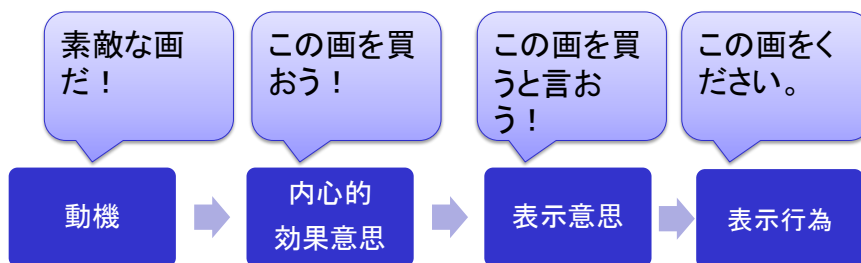


法人の
設立行為

意思表示の形成過程



具体例



効果意思: 一定の法律効果を欲する内心の意思
表示意思: 内心の効果意思を外部に表示する意思

94条2項の「第三者」

94条2項の趣旨は、虚偽の外観を信頼した第三者の保護にある。



そうすると、保護すべき「第三者」とは、その信頼が保護に値すべき者である必要がある。



よって、ここにいう「第三者」とは、当事者及びその包括承継人以外の者で虚偽表示による法律行為の存在を前提として新たに独立の法的利害関係を有するに至った者をいう。

94条2項「善意」の意義

94条2項にいう「善意」とは、虚偽表示を知らないことをいい、無過失までは不要である(判例・通説)。



なぜなら、94条2項は「対抗することができない」と規定しており、虚偽の外観を作出した者に対するサンクションとして解すれば足りるからである。また、真の権利者の帰責性が強く、保護の均衡から第三者に無過失まで求める必要はないからである。

94条2項「第三者」と登記

虚偽表示をした本人と第三者は前主後主の関係に立つので、対抗関係とならない。



さらに、虚偽表示の場合、本人の帰責性が重く、第三者との均衡上、権利保護資格要件としての登記も要求すべきではない。



よって、登記は不要である。

Case3 94条2項類推適用

A所有の土地をBがAの承諾なく自己に登記を移転した。Aはこれに気付いたが、そのまま放置していた。その後、Bが自己名義の登記を利用して、善意のCに譲り渡した。

この場合、Cは保護されるか？

無料
動画

リーダーズ YAMADA の 行政書士おもしろ3分間 Movie



<http://r-tatsumi.com/st/group/gy3minutes/>

リーダーズ総合研究所・山田斉明講師が法律や行政書士試験をテーマに面白おかしく解説。様々なテーマを取り上げてやさしく分かりやすく解説していきます。

取り上げているテーマの一例

『憲法・官公庁シリーズ「国会議事堂」』『民法「軽井沢の別荘事案」』『一般知識シリーズ「世界遺産」』『民法条文シリーズ「質権」』『行政法「許可?の違い」』『一般知識シリーズ「雇用」』ほか



スマートフォン、
タブレットで
視聴できます。

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690（代表）

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400（代表）

京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066（代表）

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F
TEL052-588-3941（代表）

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神1-10-17 西日本ビル8F TEL092-726-5040（代表）